

担当 昭和共同事務センター

新しい年を迎えました。今年もよろしくお祈いします。
 今回は、来月から新年度の申請手続きが始まる、**就学奨励費**についてお知らせします。



就学奨励費制度って？

就学奨励費制度とは、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学のために必要な費用を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とされた制度です。

援助を受けられる人は？

呉市内に住所があり、呉市立の小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者で次の申請理由のいずれかに該当する人です。

申 請 理 由	1	生活保護が停止又は廃止になった場合	
	2	ア	市民税（世帯全員）が非課税の場合
		イ	市民税（世帯全員）が所得割非課税（均等割のみ課税されている）の場合
		ウ	市民税が減免された場合
		エ	個人事業税が減免された場合
		オ	固定資産税が減免された場合（新築による減額とは違います。）
	3	ア	国民年金の保険料が免除された場合
		イ	国民健康保険料が減免された場合
		ウ	国民健康保険料が徴収猶予された場合
	4	児童扶養手当の支給を受けている場合（児童手当・特別児童扶養手当とは違います。）	
	5	生活福祉資金の貸付を受けている場合	
	6	公共職業安定所に登録され、日々雇用されている、又は30日以内の期間を定めて雇用されている場合	
	7	世帯に、次のような突発的なことが起こり、収入が減少又は支出が増大して生活が著しく困難となった場合	
ア		保護者が死亡、発病又は失業した。	
イ		疾病者がでて、経費がかかるようになった。	
ウ		災害にあった。	

※生活保護を受けている保護者は必ず申請手続きが必要です。



申請手続きの流れは？

※新小学1年生は4月の入学後に申請の手続きを行います。
 ※年度途中申請も随時受け付けています。



援助の内容は？

- 学用品費等・・・各学期に分けて支給（支給月は、5月・11月・2月）
- 新入学学用品費・・・4月に認定された新1年生に限り支給
- 校外活動費（泊あり）・実費（限度額有）
- 修学旅行費★・・・実費（限度額有）
- 学校病医療費★・・・実費（原則として、健康保険証を使用した場合の自己負担額について支給）
- 給食費・・・・・・・・実費（デリバリー給食を含む）
- 通学費（学区外）・・・学校長が通学の安全性等を理由により公共交通機関での通学を許可している場合に支給

生活保護を受けている場合は、★のみが支給対象となります。



お願い!!



呉市就学奨励費支給規則により、毎学期末に就学奨励費受給者状況報告書を提出します。
 家庭の状況に変化がある場合は、早めに事務職員にお知らせください。
 状況により、申請理由に該当しなくなった場合は、「辞退」や「戻入」の手続きが必要になります。

- たとえば・・・
- ・住所が変わった
 - ・保護者が結婚することになった
 - ・世帯構成が変わった（祖父母と同居することになった 等）
 - ・転校することになった 等

サービス「一問一答」!

～感染症交通遮断休暇(第1号)～

Q. 新型インフルエンザの濃厚接触者として、感染症予防法第44条の3第2項の規定に基づく外出自粛要請を受けたため、職員から休暇の請求があった場合、本号の休暇を承認できるか。

**A. この場合は、その他の特別休暇(第26号)を承認することとなる。
 なお、新型インフルエンザ等感染症により勤務することができない場合の休暇の取扱いについては、次表のとおりである。**

態 様	取得できる休暇
職員がインフルエンザ様症状を呈する場合(感染症予防法による入院勧告又は検疫法による隔離の措置を受けている場合を含む)	病気休暇 (第8号)
濃厚接触者として、感染症予防法による外出自粛要請又は検疫法による停留措置を受けている場合	その他の特別休暇 (第26号)
家族がインフルエンザ様症状を呈し、看護を必要とする場合	家族の看護等に係る休暇 (第15号)
保育所等の臨時休業による子の世話のために出勤できない場合	